

直結増圧方式を適用する場合の大阪市水道事業給水条例 施行規程第6条の2中「局長が必要と認める場合」について

(制定 平成27年1月14日局長決)

直結増圧方式を適用する場合における大阪市水道事業給水条例施行規程第6条の「局長が必要と認める場合」とは、以下のすべての条件を満たす場合をいう。

- 1 1 専用給水装置では直結増圧方式が適用できないこと
- 2 各給水系統が相互に物理的に接続できない形であること
- 3 設置する専用給水装置は、必要最小限であること
- 4 配水管への影響がないこと
- 5 各給水装置の分岐について給水課及び配水課に合議承認されたもの
- 6 以下の内容を誓約する書面が提出されていること
 - (1) 上記2の状態を将来にわたっても維持されること
 - (2) 給水装置の所有権に変更が生じた場合は、(1)の事項を承継させること

附則

この規程は、平成27年2月1日から実施する。

《参考》

大阪市水道事業給水条例施行規程第6条の2（給水装置の設置）において、「専用給水装置は、1戸又は1事業につき2以上設置することができない。ただし、局長が必要と認める場合は、この限りではない。」と定められている。これは、1戸又は1事業に複数の給水装置を設置した場合、配管形態が複雑になり、将来において、給水装置間の誤接合による逆流に起因した水質事故や維持管理上好ましくないことが起こることを防止するためと解釈される。

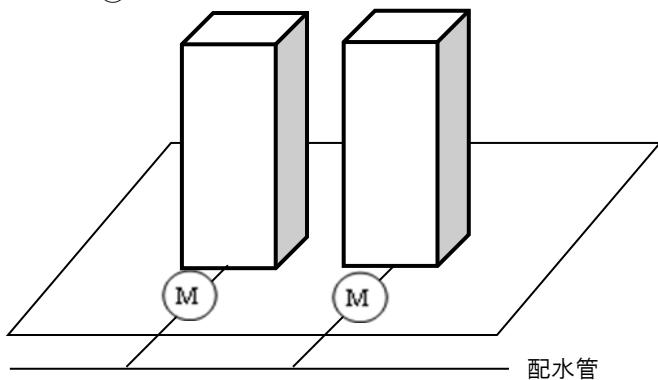
しかしながら、直結増圧方式においては、メータの性能保持を考慮し、使用水量に上限を設けており、大規模共同住宅等で直結増圧方式を適用するには、専用給水装置が複数必要となる場合がある。

直結増圧給水方式の適用は、受水槽の衛生管理の不徹底による水質劣化を引き起こさないための抜本的な対策として最も有効なものであり、水道局としてもこのような給水方式を推進する立場であることを踏まえると、1戸又は1事業に複数の給水装置を設置することは一律に否定することはできない。よって、誤接合の発生する恐れのない配管条件等を満たすものに限り、ただし書きの規定に該当するものとして、2以上の専用給水装置の設置を認めたこととした。

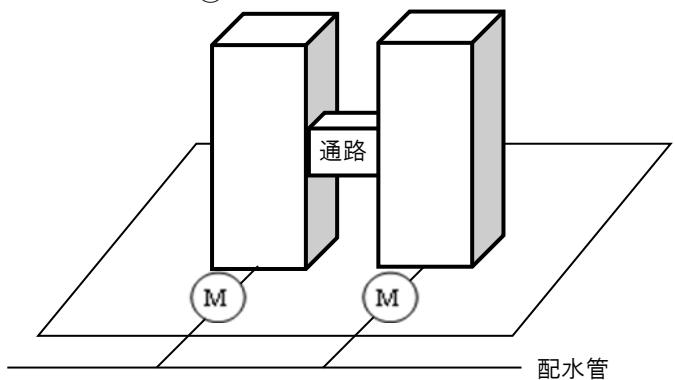
（対象例）

直結増圧方式における1専用給水装置での上限使用水量を超えるもの

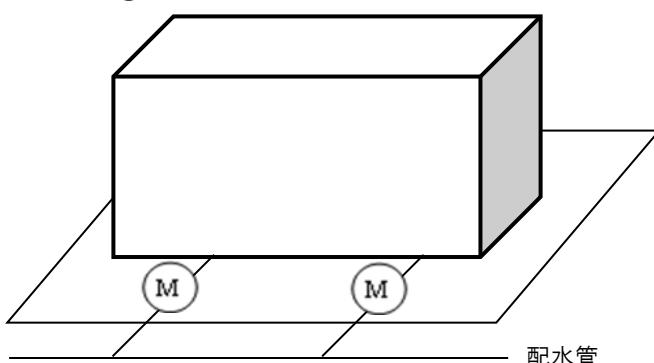
①



②

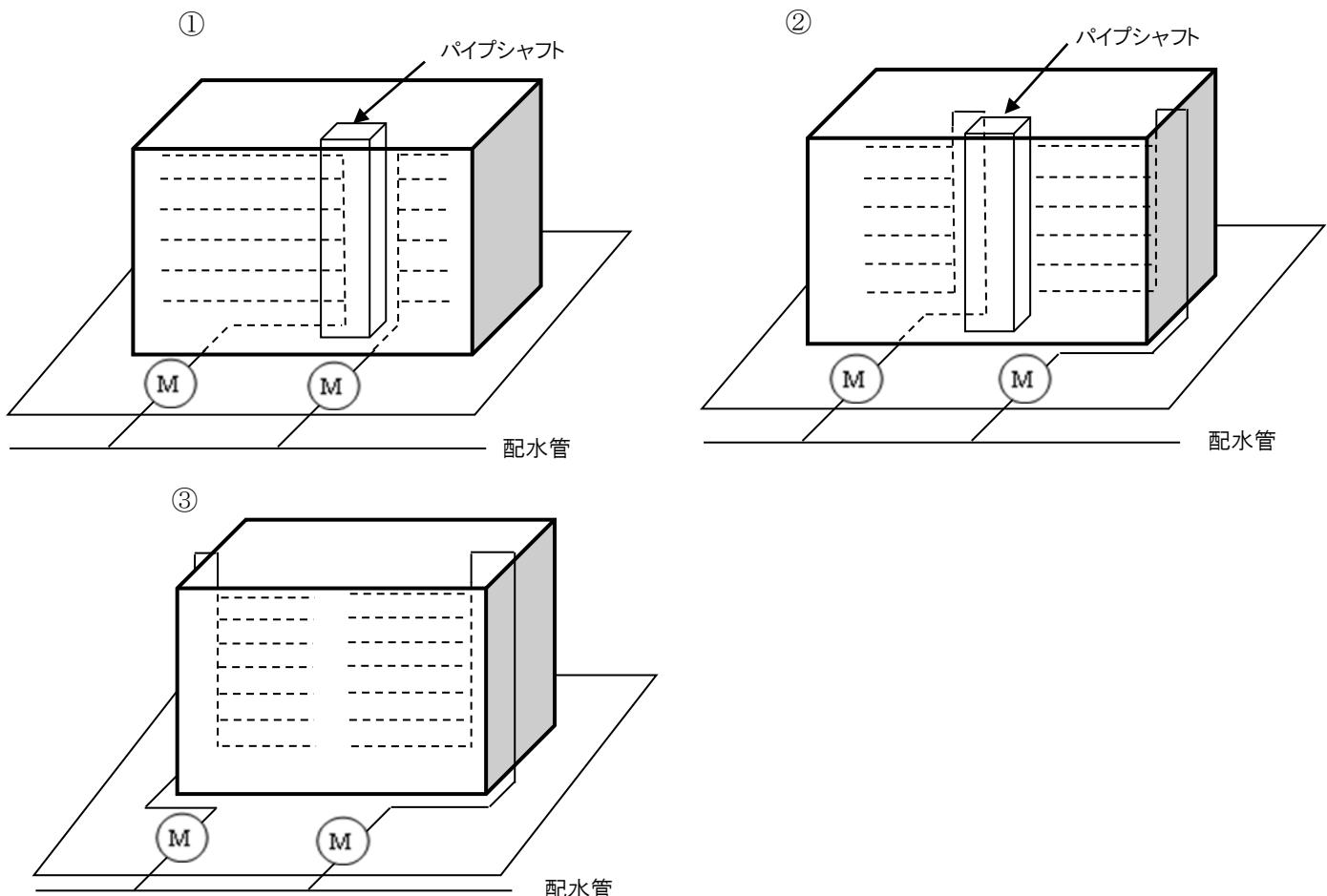


③



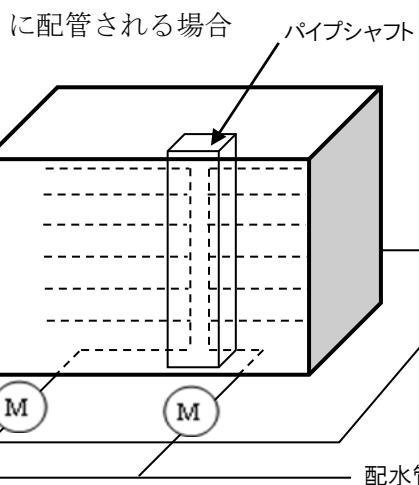
※ただし、内部配管について
は、物理的に接続できない
配管例を参考にすること。

(物理的に接続できない配管例)



(物理的に接続される可能性のある配管例)

① 同一パイプシャフト内



② 各給水系統が近接し、系統間に壁等の遮断するものが無い場合

